

新型コロナウイルス感染症を契機とした対策 ～保安業務の高度化・効率化、非接触化 【報告】

2021年3月22日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

保安業務の高度化・効率化、非接触化

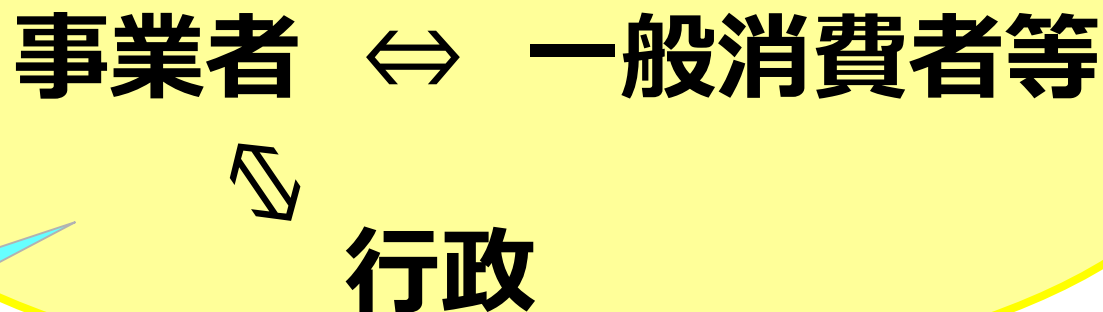
【時限的措置】 点検調査の猶予措置等 (p.3)

【恒久的措置】

宅内に入る定期調査 (p.4-5)

事業者内における緊急
時連絡体制 (携帯電話
等の転送) (p.6)


電子申請、押印レス(p.7)



1. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について **(時限的措置)**

- 新型コロナウイルスの影響に鑑み、液石法施行規則で規定する期間（消費設備・供給設備の調査・点検等）について、延長措置を講じた。

【省令・告示改正による猶予措置等】



時限的措置

供給設備点検、消費設備調査等期限

- 点検調査等期限（令和2年4月10日～9月30日）の4ヶ月延長（R2.4.10公布・施行）
- 点検調査等期限（令和2年10月1日～11月30日）の4ヶ月延長（R2.6.26公布・施行）
- 点検調査等期限（令和3年2月5日～3月31日）の4ヶ月延長（R3.2.5公布・施行）

その他

- 販売事業者の事業年度報告期限の4ヶ月延長（R2.4.10公布・施行）
- 充てん設備の保安検査期限の4ヶ月延長（R2.4.10公布・施行）
- 講習（業務主任者、設備士、充てん作業員）受講期限の1年延長（R2.3.17公布・施行）
- 講習（業務主任者）受講期限を年度内に延長（R2.6.26公布・施行）
- 認定販売事業者の保安確保機器期限管理の4ヶ月延長（R2.6.26公布・施行）
- 認定販売事業者の保安確保機器期限管理の4ヶ月延長（R3.2.05公布・施行）

2. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について（恒久的措置）

マイコンメーター表示等に基づく計算値による定期消費設備調査

- 圧力損失について、計測値と、計算値の相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 従来は計測が必要であったが、今回の改正では計算値を使用する代替措置を追加。

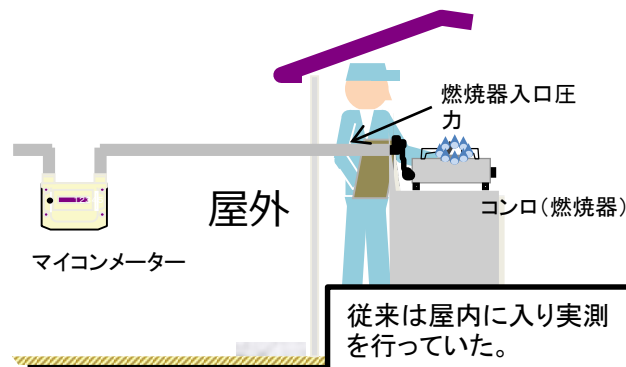
改正前

【従来】 圧力損失の調査について計測が必要。

調整圧力及び閉塞圧力並びに燃焼器入口における圧力確認を行うためには、**消費者宅において各圧力測定及び燃焼器の点火が必要であった。**

もしくは、マイコンメーターと燃焼器間の**圧力損失を消費者宅で事前に測定**しておくことを条件とし、マイコンメーターでの代替を可能としていた。

いずれの方法でも、圧力の測定は**消費者の協力が得られない場合は実施できなかった。**



改正後（R3年2月24日～）

全国LPガス協会規制見直し要望

【代替措置の追加】 **計算値**を使用する措置を追加。（例示基準第30節に追加）

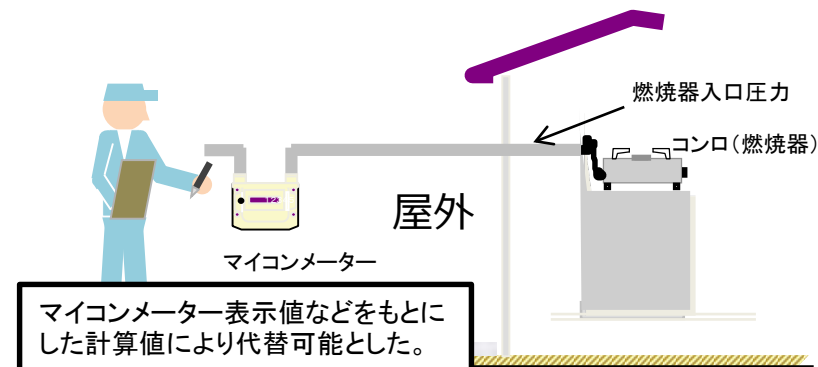
マイコンメーター表示、その他データ（注）をもとに計算した値を使用可能とした。

（注）**計算に必要なデータ**：最大ガス流量（消費量）、管の内径、配管の長さ、継手類など。計算に使用した根拠を記録に残す。

委託事業（KHK）における検討

- 圧力損失について、計測値と、計算値（高圧ガス保安協会基準KHKS0738の圧力損失計算方法による）との相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 本手法の適用範囲：計測値又は計算値による圧力損失が0.3kPaを超える場合はマイコンメーターの表示による圧力確認方法は使えない。（例えば、0.3kPaの圧力損失は計算上では長さ約40m程度の配管設備に相当し、著しく長い配管設備ではマイコンメーターによる確認は出来ない。）

上記手法についての定期点検調査の手順書などを作成。（次頁参照）



2. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について (恒久的措置)

マイコンメーター表示等に基づく計算値による定期消費設備調査

- 上記調査における運用マニュアル（記録の保存方法、計算値の具体的算出例等）を作成した。



主な構成

- ・適用範囲
- ・例示基準の概説
- ・測定原理、測定方法・条件
- ・圧力損失の算出方法
- ・記録保存（異常時の措置内容等）

マイコンメーターの漏えい検知機能及び圧力測定機能を活用した定期点検・調査

- 例示基準第29節及び30節に、マイコンメータの漏えい検知機能及び圧力測定機能を活用した、燃焼器入口圧力の確認、調整圧力・閉そく圧力の測定、漏えい試験方法等が定められている。本手法の有効活用をはかるため、運用マニュアルを作成した。



主な構成

- ・適用範囲
- ・例示基準の概説
- ・マイコンメータの漏えい検知機能・圧力測定機能
- ・記録保存（異常時の措置内容等）

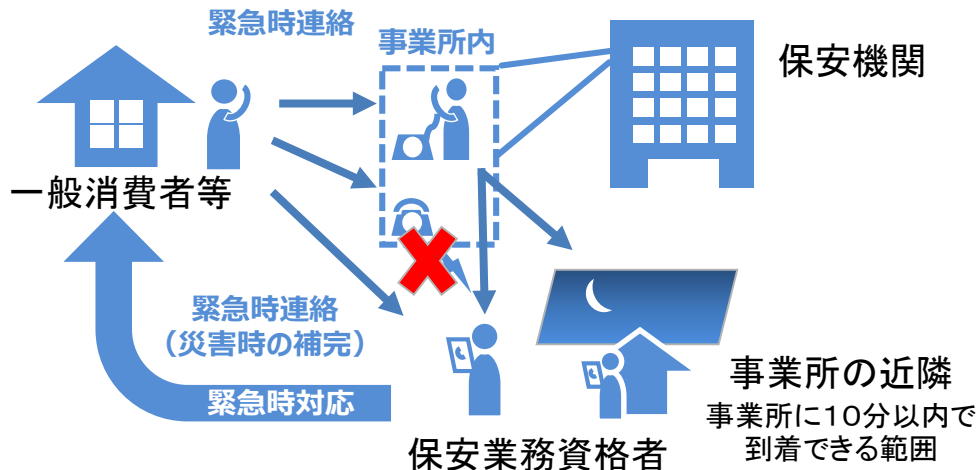
3. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について (恒久的措置)

緊急時対応・連絡

- 緊急時対応の技術的能力として、現行の制度では、一般消費者等からの連絡を確実に受ける体制を構築するため、携帯電話への転送は配置条件を満たさないとしている。
- 今般の通信技術の発達や新型コロナウイルス感染症を受けたテレワークの増加等を勘案し、携帯電話等への転送措置を認めるため、制度改正を実施した。

改正前

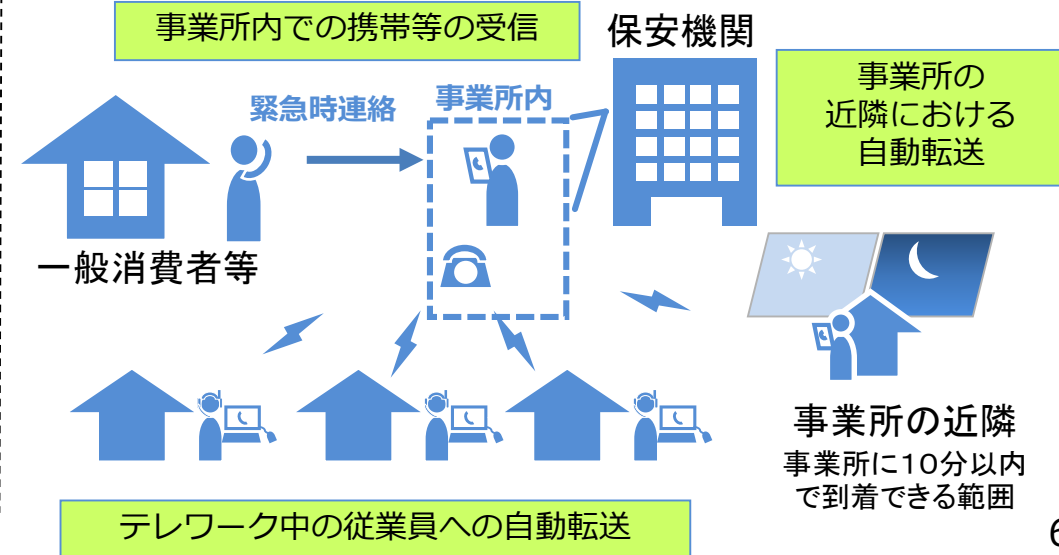
- 緊急時対応は一般消費者等から緊急時連絡を受けた場合、直ちに出勤し事態の収束を図る必要がある。そのため緊急時連絡は確実に対応できる体制を取る必要があり、事業所における常駐が義務づけられている。
- また、電波の状況による影響や電話を取りそびれること等により、一般消費者等からの緊急連絡を受けられないことが想定されるため、災害時等を除く携帯電話への通知又は転送は常時配置と見なさないこととされている。



改正後 (R3年2月18日～) 全国LPガス協会規制見直し要望

通達 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

- 最近の通信技術の向上や、新型コロナウイルス感染症を受けたテレワークの増加等を勘案し電話転送の基準について、一部を緩和することとする。
- 確実に保安業務の遂行できる体制構築を前提に原則携帯電話等への転送を認めることとする。



4. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について (恒久的措置)

保安ネット

- 保安ネットは、産業保安法令に基づく手続について、インターネットを利用して提出可能となるシステム。経済産業省及び産業保安監督部所管の事業者を対象にシステムを構築。
- 令和2年1月から一部届出の電子申請が開始され、その他の手続については、同6月から、申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームより提出することが可能となった。

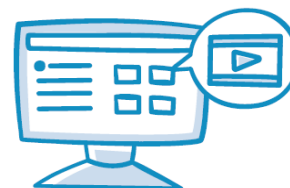
押印手続きの見直し

- 令和2年12月28日、経済産業省が所管する省令において、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等を整備。
- 液石法については、行政機関等への手続きにおける省令の様式を改正することで、押印手続きの見直しを実施した。

保安ネット



24時間 365日
いつでも
届出が可能



ガイド機能で
らくらく入力

